障　第　１７６　号
令和２年５月 27 日

各市町村精神保健福祉主管課長　様

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課総括課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間の延長および各種申請の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知があったことから、自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間を延長しますので、下記事項に留意のうえお取り扱い願います。
なお、県内の各保健所及び各指定自立支援医療機関あてに通知済みであることを申し添えます。

記

１　受給者証の有効期間の延長について

（１）　内容
既存の受給者証の有効期間の満了日を１年後に延長します。

（２）　対象者
受給者証をお持ちで、令和２年３月１日から令和３年２月 28 日に有効期間が満了する方。
ただし、再認定申請を、すでにおこなっている方またはその他やむを得ない理由で今後おこなう方については、通常どおりの取扱いとします。

（３）　延長手続き
現在の受給者証の有効期間を読み替えるため、延長のために必要な手続きはありません。

２　各種申請の取扱いについて

（１）　再認定申請と診断書の提出時期について
精神通院医療においては、診断書の提出は２年に一度としているところですが、本来当該受給者証の有効期間中に予定されていた再認定の申請時において、「ア診断書の提出が必要であった方」および「イ不要であった方」については、何れの場合であっても、本来の診断書の提出から１年遅らせるという考え方でご対応願います。（１（２）但書きに該当する方は通常どおりの取扱いとなります。）

※　令和２年３月に有効期間が満了する受給者が、再認定の申請を予定していた場合
ア　本来診断書の提出が必要であった方（直近の診断書提出から２年目の方）
令和３年（１年後）の申請時に提出が必要。
イ　本来診断書の提出が不要であった方（直近の診断書提出から１年目の方）
令和４年（２年後）の申請時に提出が必要。

（２）　再認定以外の申請
通常どおりの手続きとします。

３　その他

（１）　各種手続きは、郵送による対応を行って差し支えありません。

（２）　上記１及び２以外の点については、別添の国の通知やＱ＆Ａ等の内容によるものとします。
なお、国の通知等の内容について変更があった場合は、本県ホームページに随時掲載しますので、ご確認の上、その内容に基づいて対応していただきますようお願いします。

【担当】
こころの支援担当
TEL：019-629-5450（直通）